

【初級】ビジネスコンプライアンス「社会的要請への適応」から事例理解まで 追補情報のご案内

株式会社サーティファイ

法改正（2022年4月1日時点で施行されている法令に基づく）等により本書内容を一部追加・修正・削除し、第3版を発行いたしました。第2版をお持ちの方は、以下の追補情報に従い、読み替えを行ってくださいますようお願い申し上げます。

<追加・修正・削除箇所について>

- ・下線部が追加・修正箇所です。
- ・二重線が削除箇所です。

ページ番号	箇所	訂正前	訂正後
40	6行目	③停職……出勤を停止し、その間の給与は支給されない。	③停職……出勤を停止し、その間の給与は支給 <u>し</u> ない。
41	9行目	今後Aさんは同法における過失運転致死傷罪（同法5条）でさばかれることになり、～	今後 Aさんは同法における過失運転致死傷罪（同法5条）でさばかれることになり、～
46	10行目	・食品衛生法違反に基づく刑事罰（食品衛生法71条以下）	・食品衛生法違反に基づく刑事罰（食品衛生法 <u>81</u> 条以下）
49	下から 2行目	企業規模や業種に応じて違反行為にかかる商品・役務の売上げに定められた～	企業規模や業種に応じて違反行為にかかる商品・役務の売上げ <u>等</u> に定められた～
50	4行目から 22行目	2005年、2009年の独占禁止法改正で、～立ち入り検査後の申請者は一律30%減額されます。 の全文削除し、右の文章に差し替え	独占禁止法上の課徴金制度は、実効性を高めるために、度重なる改正をしてきました。 まず、課徴金の算定方法については、2005年改正で、基本の算定率が10%に引き上げられるなどの課徴金増額の方向での大きな改正が行われ、その後も2009年改正で対象行為を拡大するなどの改正が行われていました。しかし、それでも国際標準から見ると低額との批判が強く、2019年改正で、算定の基礎となる売上を対象商品・役務の売上額だけでなく、密接関連業務の対価に拡大したり、一定の場合にはグループ企業の売上額も含むなどの改正を行ったほか、算定期間も、最大で3年間であったのを、10年前まで遡ることが可能となるなど、これまで以上に高額な課徴金を課すことが可能となっています。 また、2005年改正では、違反行為の調査を行いやすくすることを目的とし、違反行為者に自主申告のインセンティブを与えるために課徴金減免制度が導入されており、2009年改正では、適用事業者数を最大5社に拡大するなど、課徴金減免制度の拡充を図ってきました。しかし、さらなる調

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
			査協力のインセンティブのため、2019年改正では、従来の減免に加えて、実態解明への協力度合いに応じた減算率を付加する調査協力減算制度を導入したり、課徴金減免制度の適用事業者数の上限を撤廃するなど、大きな改正が行われています。
72	1行目	捜査機関は、不当に自白を強要してはならず、裁判所の発する令状がない限り、～	捜査機関は、不当に自白を強要してはならず、 <u>原則として</u> 、裁判所の発する令状がない限り、～
74	2行目	～、原則として2020年4月1日から施行されます。本書の内容は、2018年12月時点で施行されている内容であり、～	～、 <u>原則として</u> 2020年4月1日から施行されています。本書の内容は、 <u>2022年4月1日</u> 時点で施行されている内容であり、～
74	10行目	～2019年1月13日から順次施行されます。本書の内容は、2018年12月時点で施行されている内容であり、～	～2019年1月13日から順次施行されています。 <u>本書の内容は、2022年4月1日</u> 時点で施行されている内容であり、～
77	12行目	③錯誤(95条)の説明文を削除し、右の文章に差し替え	意思表示は、意思表示に対応する意思を欠く錯誤または表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的および取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができます。ただし、意思表示をした人に重大な過失があったときは、取り消すことができません。
78	5行目	また、未成年者等との間の契約や詐欺・脅迫によって締結された契約は、～	また、未成年者等との間の契約、 <u>錯誤に基づく契約</u> や詐欺・脅迫によって締結された契約は、～
79	1行目	(民法412条、415条、541条～543条)。	(民法412条、415条、541条、 <u>542条</u>)。
79	下から 10行目	追完が可能な場合(債務者が改めて瑕疵のない給付をすれば、～	追完が可能な場合(債務者が改めて <u>契約不適合</u> のない給付をすれば、～
79	下から 4行目	特定物(不動産の売買など、具体的な取引に際して、～損害賠償を請求することができます。 の全文を削除し、右の文章に差し替え	契約の成立時点で、債務の履行が契約その他の債務の発生原因および取引上の社会通念に照らして不能であった場合、債権者は、直ちに契約の解除および損害賠償を請求することができます。また、債務者の履行遅滞中に双方に帰責事由なく履行不能となった場合、債務者に帰責事由のある履行不能となり(413条の2第1項)、債権者は、同様に直ちに契約の解除および損害賠償を請求することができます。
80	7行目	①債務者主義の原則(536条)及び ②債権者主義の原則(534条) の全文を削除し、右の文章に差し替え	債務者主義の原則(536条) 債権者は、債務者から債務の履行を受けられない代わりに、反対給付の履行を拒むことができます。なお、契約の目的物の引渡し後、当事者に帰

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
			責事由なく目的物の滅失等が生じた場合は、債権者（買主）は、滅失等を理由に代金の支払を拒絶することはできません（567条1項後段）。
80	19行目	～、後述する瑕疵担保責任があります。	～、後述する <u>契約不適合責任</u> があります。
81	3行目	場合があります（722条、417条）。	場合があります（722条、 <u>418条</u> ）。
81	下から 1行目	契約のうち、消費貸借契約や使用貸借契約等は、申込と承諾という～	契約のうち、 <u>書面によらない消費貸借契約や使用貸借契約</u> 等は、申込と承諾という～
82	15行目	～代物弁済（本来の弁済に代えて債権者の承諾を得て代替りの物を給付すること）（482条）や～	～代物弁済（ <u>弁済者と債権者の合意のうえ</u> 、本来の弁済に代えて <u>他の物</u> を給付すること）（482条）や～
82	下から 8行目	このほか、債券は、原則として「弁済期」～「承認」（147条3号）の3つが定められています。 の全文を削除し、右の文章に差し替え	このほか、債券は、その権利行使ができるときから10年間（権利行使をすることができることを知ったときから5年間）行使しないときは、時効消滅すると規定されています（166条）。 時効の制度によって債権を消滅させたくない場合には、時効の完成を阻止するために時効の更新措置や完成猶予措置をとる必要があります。時効の完成猶予措置には、条文上「裁判上の請求」（民法147条1項1号）、「仮差押え」又は「仮処分」（149条）、「協議を行う旨の合意」（151条）などが定められています。
83	下から 8行目	～。しかし、特に以下の瑕疵担保責任の規定に注意する～	～。しかし、特に以下の <u>契約不適合責任</u> の規定に注意する～
83	下から 4行目	また、売買代金債権については、2年の短期消滅時効にかかる場合もあるので、注意が必要です（173条1号）。	また、売買代金債権については、2年の短期消滅時効にかかる場合もあるので、注意が必要です（173条1号）。
83	下から 2行目	～重要な規定である瑕疵担保責任について事例を見てみましょう。	～重要な規定である <u>契約不適合責任</u> について事例を見てみましょう。
84	12行目	～、売主に瑕疵担保責任（570条）を～	～、売主に <u>契約不適合責任（562条、563条）</u> を～
84	13行目	具体的には、売買の目的物に隠れた～、かつ知らないことに過失のないことが必要であると考えられています。 の全文を削除し、右の文章に差し替え	具体的には、売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、原則として、その不適合を知ったときから1年以内にその旨を通知することによって、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又は代金の減額を請求することができるほか、損害賠償の請求や契約自体を解除することができます。
84	下から 5行目	この事例の場合、～追及したり、契約を解除することができます。 の全文を削除し、右の文章に	この事例の場合、 <u>編機の品質が契約の内容に適合しないもの</u> だったか否かが問題になります。つま

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
		差し替え	<p>り、X社とW社との間の売買契約において、売買契約の対象となった「織機」の品質が、「2通りの編み方のみではなく、それ以上の多様な編み方を自動的に切り替えて作動するという品質を備えるものであること」について、X社とW社間で合意をしていたかどうか問題になります。このような合意があったか否かについては、契約書の記載だけから当事者間の合意内容を確定するのが難しい場合には、事前交渉の経緯や契約の趣旨等の諸事情を考慮して、当事者間の合意内容を探っていくこととなります。</p> <p>なお、この事例では、代表取締役Aが編機の作動状況を確認していますが、契約不適合責任において重要なのは「契約において当事者間で合意された品質は何だったのか」ということであり、買主の善意無過失は問題とはなりません。例えば、仮に代表取締役Aが、購入予定の織機の品質が合意された内容より不十分であることを、事前の調査で知っていたとしても、実際に合意した品質の織機が引き渡されていない場合は、合意した性質の織機を請求することができるということになります。</p> <p>よって、W社としては、売買契約の対象となった「織機」の品質が、「2通りの編み方のみではなく、それ以上の多様な編み方を自動的に切り替えて作動するという品質を備えるものであること」といえる場合には、X社に対して、目的物の修補等による履行の追完又は代金の減額を請求することができるほか、損害賠償の請求や契約自体を解除することができます。</p>
85	8行目	～、直ちに売主に通知しなければ、瑕疵担保責任を追及～	～、直ちに売主に通知しなければ、 <u>契約不適合責任</u> を追及～
85	13行目	消費貸借契約は、当事者の申込みと～	消費貸借契約は、 <u>書面</u> とする場合（587条の2）を除いて、 <u>当事者の申込み</u> と～
86	下から 12行目	敷金とは、貸借人の～金員のことをいいます。の全文を削除し、右の文章に差し替え	敷金とは、いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる貸借人の貸借人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、貸借人が貸借人に交付する金銭をいいます（622条の2）。
87	3行目	～形態の金銭といえます。	～形態の金銭といえます。 <u>一方で、「権利金」と</u>

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
			いう名目で、差し入れられた場合であっても、 <u>差し入れの目的等から「敷金」に該当する場合があります。</u>
87	10行目	～に関する規定（634条、635条）があります。	～に関する規定（ <u>636条</u> ）があります。
87	下から 8行目	～、請負人の製造した物に「瑕疵」があるときは～	～、請負人の製造した物に <u>契約不適合</u> があるときは～
87	下から 7行目	～、瑕疵の修補を請求したり、～	～、 <u>目的物の修補、代替物の引渡しや代金の減額</u> を請求したり、～
87	下から 6行目	～、製品の瑕疵のある部分について、～	～、製品の <u>契約不適合</u> のある部分について、～
87	下から 5行目	ただし、瑕疵が重要ではなくて、修補に多額の費用を要するときは、修補をさせることができないこともあります。しかし、この場合にも損害賠償請求をすることはできます。	ただし、瑕疵が重要ではなくて、修補に多額の費用を要するときは、修補をさせることができないこともあります。しかし、この場合にも損害賠償請求をすることはできます。
90	10行目	なお、企業統治等関係の会社法に向けて、～、注意する必要があります。 の全文を削除し、右の文章に差し替え	なお、2021年3月1日から施行された改正法では、株主に対する株主総会資料の提供方法、取締役の報酬、役員等の責任を追及する訴えが提起された場合等に会社が費用・賠償金を補償すること（会社補償）に関する規定等が改正・新設されており、株主総会の運営や取締役の職務の執行の適正化が図られています。
90	下から 4行目	～、持分の譲渡も他の社員の同意が必要となります（585条）。	～、持分の譲渡も原則として、 <u>他の社員全員</u> の同意が必要となります（585条1項）。
91	3行目	～両方で構成されます。	～両方で構成されます（ <u>576条3項</u> ）。
92	2行目	①払込・引受担保責任の排除（定款記載の出資額さえ満たせば、一部の人間が出資しなくても会社の設立は可能）	①払込・引受担保責任の <u>廃止</u> （定款記載の出資額を <u>満たせば</u> 、一部の <u>発起人</u> が出資を <u>しなくても</u> 会社の設立は可能）
92	4行目	②最低資本金制度の排除～	②最低資本金制度の <u>廃止</u> ～
92	5行目	③ の全文を削除し、右の文章に差し替え	③ 発起設立における払込保管証明書制度の <u>廃止</u> （発起設立の場合、設立登記の申請書に添付する書面は、払込保管証明書である必要はなく、預金通帳の写し等で足りる）
92	下から 8行目	まず、「自益権」とは株主が自ら経済的利益を得る権利であり、～	まず、「自益権」とは株主が <u>会社から直接的に</u> 経済的利益を得る権利であり、～
92	下から 2行目	単独株主権は一株の株式を有していれば～	単独株主権は <u>一株の株式（単元未満株式を除く）</u> を有していれば～
93	1行目	～、少数株主権は一定の株式数または議決権割合を有している～	～、少数株主権は <u>一定の議決権数、総議決権の一定割合、または発行済株式の一定割合</u> を有している～

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
93	11 行目	会社法上、株式には原則として株券が発行されず (214 条)、原則として自由に譲渡が～	会社法上、 <u>原則として、株式に係る株券を発行することはできず</u> (214 条)、 <u>また、原則として、株式は自由に譲渡が～</u>
93	13 行目	～会社が自由に株式を取得～	～会社が <u>当該会社の発行済み株式（自己株式）を自由に株式を取得～</u>
93	16 行目	会社による株式の～（461 条）等の制限があります。 の全文を削除し、右の文章に差し替え	会社が自己株式を取得する場合、原則として株主総会で自己株式の取得について決議する義務（156 条 1 項）、株主に対して通知をする義務（158 条 1 項）等の手続的制限と、株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額が分配可能額を超えてはならない（461 条）等の財源的制限の双方を遵守する必要があります。
93	19 行目	～、余計な質疑等を避けるために特定の株主に対して～	～、余計な質疑等を避けるために <u>取締役や会社の従業員が特定の株主に対して～</u>
93	下から 4 行目	～、会社法上の収賄罪に問われて、～	～、 <u>株主等の権利行使に関する収賄罪に問われて、～</u>
93	下から 1 行目	～（326 条 1 項）。	～（ <u>295 条 1 項、326 条 1 項</u> ）。
94	15 行目	～、株主の手によっても収集可能です（297 条）	～、 <u>株主の手によっても収集可能です（297 条）</u>
95	6 行目	～、および会社が取締役の債務を保証すること、 その他の取締役以外の者～	～、 および 会社が取締役の債務を保証すること、 <u>または、その他の取締役以外の者～</u>
95	9 行目	～計算方法は、定款または株主総会で～	～計算方法は、 <u>原則として、定款または株主総会で～</u>
95	下から 8 行目	～機関です。取締役は 3 ヶ月に 1 回以上～	～機関です。 <u>代表取締役は 3 ヶ月に 1 回以上～</u>
96	5 行目	「委員会」は指名委員会等および監査等委員会を 意味します。（2 条 11 号の 2、12 号）。	「委員会」 <u>には</u> 指名委員会等および監査等委員会 <u>があります（2 条 11 号の 2、12 号）。</u>
96	下から 1 行目	株式移転）は、会社の組織を～	株式移転等）は、会社の組織を～
97	1 行目	したがって、株主総会において～	したがって、 <u>原則として、株主総会において～</u>
98	下から 2 行目	～、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供 与を禁止しています、例えば、議決権行使を～	～、 <u>会社が何人に対しても、株主の権利の行使に 関し、財産上の利益を供与することを禁止してい ます、例えば、会社が議決権行使を～</u>
101	下から 3 行目	～。2010 年 1 月に施行された改正独占禁止法で は、不公正な取引方法の～	～。 <u>2009 年の独占禁止法の改正で、不公正な取引 方法の～</u>
105	3 行目	～。2010 年 1 月に施行された改正独占禁止法で は、不当な取引制限、～	～。 <u>2009 年の独占禁止法の改正で、不当な取引制 限、～</u>

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
105	8行目	課徴金の算定は、～触れることにします(P107 参照)。 の全文を削除し、右の文章に差し替え	<p>課徴金の算定は、原則として、違反行為にかかわる商品・役務の売上額に、基本の算定率である10%を乗じる形でなされます。</p> <p>ただし、2019年改正により、直接の売上額でなくとも、談合金や、下請受注等による売上額、違反事業者から指示を受けたその違反事業者の完全子会社の売上額など、「密接関連業務」の対価についても、算定基礎に含めることが可能となりました。</p> <p>また中小企業の場合の算定率は4%と軽減される一方、繰り返し違反や、主導的役割（違反行為にかかる資料の隠蔽等も含む）の違反事業者に対しては、5割増の算定率で計算されます。2019年改正で、業種別の算定率や、早期離脱に対する軽減算定率は廃止されました。</p> <p>さらに、これまで算定期間が3年に限られていたのが、2019年改正で、算定期間の始期を、違反事業者が立入検査等の処分を最初に受けた日の10年前の日まで遡ることができるようになり、10年以上の算定期間での算定が可能となっています。</p> <p>こうした改正により、今後、課徴金はこれまでに以上に高額になることが予想されます。</p>
107	2行目	～、いわゆるリーニエンシー制度が導入されました。	～、 <u>課徴金を減免する制度</u> 、いわゆるリーニエンシー制度が導入されました。

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
107	8行目	課徴金減免の対象～情報を提供しなければなりません。 の全文を削除し、右の文章に差し替え	<p>課徴金減免の対象となる事業者数には、以前は限り（調査開始前であれば5社）がありましたが、2019年改正により上限が撤廃され、基本的に申請し、情報提供すれば、減免の可能性はあることとなります。</p> <p>ただし、申請は早ければ早いほどメリットがあり、調査開始前に1位申請すれば全額免除を受けられるのに対し、2位では20%、3～5位では10%、それ以下だと5%の減免率となります。調査開始後では、原則として最大3位までが10%、それ以下だと5%です。</p> <p>そして、こうした申請順位による減免に加え、2019年改正により、事件の真相の解明に資する調査協力の程度に応じた減算率（調査協力減算制度）が導入されています。申請が遅くとも、調査に積極的に協力することで、調査開始前の申請であれば最大40%、調査開始後の申請であれば20%の減免率が加算されるため、例えば調査開始前、5位での申請しかできなかった事業者でも、その後の調査協力により、最大で50%課徴金が減額されることとなります。</p>
107	下から 7行目	なお、企業との「協力」型の調査手法を進めることで違反抑止につなげるため、対象企業数や申請期限の緩和、有力な証拠を提供した企業の課徴金の減額、調査を妨害した企業への課徴金の加算などの制度を新設する方向で検討が進められています（2018年12月現在）。	なお、企業との「協力」型の調査手法を進めることで違反抑止につなげるため、対象企業数や申請期限の緩和、有力な証拠を提供した企業の課徴金の減額、調査を妨害した企業への課徴金の加算などの制度を新設する方向で検討が進められています（2018年12月現在）。
115	下から 8行目	著作権法上、公衆送信として、テレビ・ラジオ等による放送～	<u>著作権法は、「著作権者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する」（23条1項）とし、また、「公衆送信」については、テレビ・ラジオ等による放送～</u>
125	下から 6行目	特許出願は、願書、明細書、特許請求の範囲、必要な図面および要約書の提出が必要です。 の全文を削除し、右の文章に差し替え	<u>特許出願は、明細書、特許請求の範囲、必要な図面および要約書を添付した願書の提出により行われます（36条2項）。</u>
128	4行目	～、特許権者が特許発明を事業として～	～、特許権者が特許発明を <u>事業</u> として～
128	6行目	まず、「事業として」とありますので、～	まず、「 <u>事業</u> として」とありますので、～
131	9行目	～商品やサービスに対して、～	～商品や <u>役務</u> に対して、～
136	下から 8行目	～、商品の主体または営業の主体を～	～、商品の <u>出所</u> または営業の主体を～

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
140	下から 6行目	2018年5月23日に～確認する必要があります。 の全文を削除し、右の文章に差し替え	2019年7月1日に施行された改正不正競争防止法 では、営業秘密だけではなく、限定提供データに 関する規程が創設されました。限定提供データと は、例えば、消費動向データ、人流データ、判例 データベースなどです。改正により、限定提供デ ータについても、営業秘密と同様の行為が不正競 争行為として位置付けられることになりました。
141	下から 5行目	項)。	項)。なお、限定提供データに関する不正競争行 為については、刑事罰は科されません。
142	3行目	～、またはその保有者に害を与える目的で、～	～、またはその保有者に損害を与える目的で、～
142	5行目	②次の行為その他を行った者については、～	②次の行為 その他 を行った者 など については、～
142	14行目	～（両罰規定、22条）。	～（両罰規定、22条1項）。
142	下から 2行目	～表示するものである点、～	～表示するものであり、世界的に知られているこ とから、～
143	8行目	～「X・ポルノ」との店名の使用～	～「X・ポルノ」という店名の使用～
145	13行目	～整備しています（2条8項）。	～整備しています（2条8項、29条）。
147	1行目	～。大量保有制度は、～	～。大量保有報告制度は、
148	7行目	～「仮装売買」や、～	～「仮装売買」（同条1項1～3号）や、～
148	8行目	～「馴合売買」などが～	～「馴合売買」（同項4～8号）などが～
151	11行目	①適正な手段による取得 ②利用目的の特定	①利用目的の特定 ②適正な手段による取得
151	15行目	①安全管理措置 ②従業者・委託先の監督 ③内容の正確性の確保	①内容の正確性の確保 ②安全管理措置 ③従業員・委託先の監督
152	2行目	～（42条）。命令に違反した場合には、刑罰（6 カ月以下の懲役または30万円以下の罰金）を科 されることもあります（84条。両罰規定87条）。	～（145条）。命令に違反した場合には、刑罰（1 年以下の懲役または100万円以下の罰金）を科さ れることもあります（173条。両罰規定179条1 項1号）。
152	5行目	～（40条）、これに対して求められた報告をせず、 あるいは虚偽の報告をした場合には、30万円以下 の罰金が科されます（85条。両罰規定87条）。	～（143条1項）、これに対して求められた報告を せず、あるいは虚偽の報告をした場合には、50 万円以下の罰金が科されます（177条1号。両罰 規定179条1項2号）。
153	7行目	に異なるように割り当てられた～	に異なるものとなるように割り当てられた～
153	15行目	供している者のことです。～	供している者のことです（16条2項）。～
153	17行目	～います（2条4項1号、2号）。	～います（16条1項）。
154	3行目	～取得の禁止（17条）	～取得の禁止（20条）
154	7行目	～特定すること（15条1項）	～特定すること（17条1項）
154	9行目	～公表すること（18条1項）	～公表すること（21条1項）
154	20行目	～必要です（18条2項）。	～必要です（21条2項本文）。
154	22行目	～違法とはなりません。	～違法とはなりません（同項但書）。

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
155	1行目	められません (16条)。	められません (18条1項)。
155	3行目	るときには、本人の同意がなくても目的外利用が認められます。	るとき <u>など</u> には、本人の同意がなくても目的外利用が認められます (18条3項)。
155	5行目	～なりません (18条3項)。～	～なりません (21条3項)。～
155	6行目	～利用目的と相当の関連性を有すると～	～利用目的と 相当 の関連性を有すると～
155	7行目	～されています (15条2項)。	～されています (17条2項)。
155	下から 9行目	ばなりません (20条)。～	ばなりません (23条)。～
155	下から 8行目	～必要があります (21条、22条)。	～必要があります (24条、25条)。
156	1行目	従業員に対する個人データの非開示契約の締結や教育・訓練等を行う。 の全文を削除し、右の文章に差し替え	従業員に対する個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修等を行い、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込む。
156	16行目	りません (35条)。	りません (40条)。
156	下から 4行目	～ (19条)。そして、6カ月を超えて保有・継続利用する個人データ (保有個人データ) については、～	～ (22条)。そして、本人が識別される保有個人データについては、～
156	下から 1行目	～なりません (28条～31条)。	～なりません (33条～35条)。
157	下から 10行目	そこで、個人情報保護法23条5項は、～	そこで、個人情報保護法27条5項は、～
157	下から 5行目	③グループ企業内における共同利用～	③グループ企業内等における共同利用～
158	1行目	ます (23条1項柱書)。	ます (27条1項柱書)。
158	3行目	～あたるときでも、23条1項各号は～	～あたるときでも、27条1項各号は～
158	6行目	～必要がある場合で、本人の～	～必要がある場合であって、本人の～
158	8行目	～児童の健全育成の推進のため特に必要がある場合で、～	～児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、～

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
158	10 行目	④国・地方公共団体～おそれがあるとき の全文を削除し、右の文章に差し替え	<p>④国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>⑤当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表または教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）</p> <p>⑥当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）</p> <p>⑦当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）</p>
158	13 行目	～という方式（23 条 2 項）～	～という方式（ <u>27 条 2 項</u> ）～
158	下から 11 行目	①個人データの～⑤～受け付ける方法 の全文を削除し、右の文章に差し替え	<p>①第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名または名称および住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体に代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人。）の氏名</p> <p>②第三者への提供を利用目的とすること</p> <p>③第三者に提供される個人データの項目</p> <p>④第三者に提供される個人データの取得の方法</p> <p>⑤第三者への提供の方法</p> <p>⑥本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること</p> <p>⑦本人の求めを受け付ける方法</p> <p>⑧その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項</p>

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
159	1行目	～、特に23条1項各号～	～、特に <u>27条1項各号</u> ～
159	11行目	～を講じるなどといった、事業者としての～	～を講じたり、一定の場合には、 <u>個人情報保護委員会への報告や本人への通知が義務付けられており(26条)</u> 、事業者としての～
160	7行目	～ことが認められています。	～ことが <u>裁判例上</u> 認められています。
161	2行目	～有するものではありません。もともと、～	～有するものではないという考え方が有力です。 もともと、～
161	4行目	～することができます。～	～することができる場合があります。～
161	下から 1行目	～刑法230条の2において、～	～刑法230条の2第1項において、～
164	10行目	～原則として要件を満たすもの～	～原則として <u>プライバシーを侵害するもの</u> ～
167	下から 1行目	～、同時にプライバシー権侵害となる～	～、同時に <u>肖像権侵害</u> やプライバシー権侵害となる～
170	下から 1行目	(26条)、違反すると過料が科されます(68条)。	(26条1項)、違反すると過料が科されます(68条1号)。
171	10行目	～しなければなりません(3条、11条)。	～しなければなりません(3条1項、2条1項)。
171	下から 9行目	～一般廃棄物収集運搬業許可取得業者などの有資格者に、処分については同様に一般廃棄物処分業許可業者にそれぞれ～	～一般廃棄物収集運搬業許可取得業者などの有資格者に、処分については同様に一般廃棄物処分業許可業者にそれぞれ～
171	下から 1行目	～、底面の被覆、保管上の注意等)に従い、～	～、底面の被覆、 <u>保管上の注意等</u>)に従い、～
172	下から 2行目	(12条)。	(12条1項)。
173	14行目	～排出行為(12条1項。過失犯も～	～排出行為(12条1項 。過失犯も～
173	下から 3行目	～敷地所有者に対し、土壌の特定有害物質による汚染の状況を指定調査機関により調査し、～	～敷地所有者等に対し、土壌の特定有害物質による汚染の状況を <u>環境大臣又は都道府県知事が指定する調査機関</u> により調査し、～
174	2行目	～、土地所有者に対して、～	～、土地所有者等に対して、～
174	3行目	～できること(5条)。	～できること(5条1項)。
174	6行目	～ならないこと(7条)。	～ならないこと(7条1項、2項)。
174	12行目	調査・報告を怠ったときは、～	調査 報告を怠ったときは、～
174	14行目	～できます(12条4項)。また、～	～できます(12条5項)。また、～
176	2行目	～環境大臣の指定する～	～環境大臣又は都道府県知事が指定する～
176	下から 6行目	また、都道府県知事は、～なりません(7条)。 の全文を削除し、右の文章に差し替え	また、都道府県知事は、 <u>汚染除去等計画の提出をした者が当該計画に従って汚染の除去等の措置を講じていないと認めるときは、当該措置を講じよう措置命令を行うことができ、土地所有者は、当該計画に従って汚染の除去等を行わなければならない(7条8項、10項)</u> 。
178	14行目	～事業としてもしくは事業のため～	～事業として <u>または事業のため</u> ～

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
178	下から 3行目	～がなされ、その行為により誤認混同がなされて消費者が契約の～	～がなされ、 <u>事実を誤認し、その後人に基づいて</u> 消費者が契約の～
179	1行目	2018年6月8日に成立した改正消費者契約法では、取り消し得る不当な勧誘行為の追加等が行われ、2019年6月15日から施行されます。本書の内容は、2018年12月時点で施行されている内容であり、改正内容については、法務省のホームページなどで確認する必要があります。	2019年6月8日に成立した改正消費者契約法では、取り消し得る不当な勧誘行為の追加等が行われ、2019年6月15日から施行されます。本書の内容は、2018年12月時点で施行されている内容であり、改正内容については、法務省のホームページなどで確認する必要があります。
179	8行目	～、消費者にとって不当な契約条項を～	～、 <u>消費者の利益を一方的に害する</u> 条項を～
179	下から 3行目	きます(4条)。	きます(4条 <u>1項2号</u>)。
180	7行目	～されます(9条)。そこで～	～されます(9条 <u>1号</u>)。そこで～
181	4行目	～販売員が家庭や職場を～	～販売員が <u>消費者の自宅</u> や職場を～
181	5行目	～催眠商法、短期間の展示販売も含みます。	～催眠商法、 短期間の展示販売 も含みます。
181	9行目	～事業者が消費者の自宅へ電話をかけて、～	～事業者が消費者の <u>自宅</u> へ電話をかけて、～
181	下から 10行目	一定額の対価を支払うこと～	<u>これに対する高額</u> の対価を支払うこと～
181	下から 7行目	～、商品購入代金や役務提供代金を支払わせる～	～、 <u>仕事に必要であるとして商品等を消費者に売って</u> 代金を支払わせる～
183	3行目	～、勧誘目的、商品等の種類～	～、 <u>勧誘目的であること</u> 、商品等の種類～
187	表中	割賦購入あっせん(信用購入あっせん)	割賦購入あっせん(信用購入あっせん)
188	2行目	割賦販売法の規制対象となる取引には、割賦販売、ローン提携販売、割賦購入あっせん(個別方式、総合方式)の形態があります。具体的内容は表のとおりですが、2008年改正により、割賦購入あっせんについて、規制対象が広がり、新たに「信用購入あっせん」と呼ばれることになりました。	割賦販売法の規制対象となる取引には、割賦販売、ローン提携販売、 <u>信用購入あっせん(個別方式、包括方式)</u> の形態があります。 具体的内容は表のとおりですが、2008年改正により、割賦購入あっせんについて、規制対象が広がり、新たに「信用購入あっせん」と呼ばれることになりました。
188	下から 8行目	～(ローン提携販売・割賦購入あっせんでは、～	～(ローン提携販売・ <u>信用購入あっせん</u> では、～
188	下から 3行目	割賦販売価格、賦払金の額、～	<u>割賦販売業者およびローン提携販売業者は、</u> 割賦販売価格、賦払金の額、～
188	下から 1行目	の3、30条の2の3、35条の3の8、35条の3の9)。	の3。 <u>他方で、信用購入あっせん業者、および、その加盟店による書面交付については、2020年改正により、電子による情報提供で足りる場合が増加し(30条の2の3、30条の2の4等)、スマートフォン・パソコン完結型サービスに至っては、完全な電子化がされています(規則37条の2第2項1号等)。</u>

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
189	5行目	～、35条の3の17)。	～、35条の3の17)。 <u>なお、2020年改正により創設された認定包括信用購入あっせん業者、および、登録少額包括信用購入あっせん業者においては、この期間が7日に短縮されています(30条の5の7、35条の2の6)。</u>
189	12行目	と法定利率(年5%)による遅延損害金、～商品の割賦販売価格と法定利率(年5%)による～	と法定利率(年 <u>3%</u>)による遅延損害金、～商品の割賦販売価格と法定利率(年 <u>3%</u>)による～
189	下から 9行目	2008年の改正により、包括信用購入あっせん業者はカード等を交付する場合に、～	2008年の改正により、 包括信用購入あっせん業者はカード等を交付する場合に、～
189	下から 6行目	～ならないとされました。	～ならないと <u>されて</u> います。
189	下から 1行目	～ならないとされました。	～ならないとされました。 <u>なお、2020年改正により、認定包括信用購入あっせん業者、および、登録少額包括信用購入あっせん業者の制度が創設され、これらの業者では、カード会社の保有するビッグデータを用いた与信審査を行うことを可能とする等、柔軟な運用が開始されました。</u>
190	1行目	～不適正与信の禁止(35条の3の7)	～不適正与信の禁止(35条の3の <u>5～7</u>)
190	4行目	～重要事項を告げない行為、威迫行為等を～	～重要事項を告げない行為、 <u>断定的な判断を告げる行為、威迫行為等を～</u>
190	8行目	以前から、割賦購入あっせん業者については、～、登録が義務づけられました(31条、35条の3の23)。の全文を削除し、右の文章に差し替え	<u>加盟店保護を目的とした財務的な健全性の確保、消費者保護を目的とした支払可能見込額調査等の履行体制確保等を目的として、包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者について登録制が取られています(31条、35条の2の3、35条の3の23)。また、これに加え、カード情報の漏洩や不正利用を防止するために、クレジットカード番号取扱契約締結事業者についても登録制が採られています(35条の17の2)。</u>
191	3行目	～、35条の3の31等)、登録取消し(34条の2、35条の3の32)の行政処分があります。	～、35条の3の31、35条の17の <u>10</u> 等)、登録取消し(34条の2、35条の3の32、35条の17の <u>11</u>)の行政処分があります。
192	7行目	～債務不履行責任(民法415条)や瑕疵担保責任(民法570条)を追求することができず、～	～債務不履行責任(民法415条)や 瑕疵担保責任(民法570条) を追求することができず、～
193	2行目	～債務不履行責任(民法415条)や瑕疵担保責任(民法570条)、不法行為責任(民法790条)～	～債務不履行責任(民法415条)や 瑕疵担保責任(民法570条) 、不法行為責任(民法790条)～
193	8行目	～3年、あるいは製造物を引き渡したときから10年で時効消滅します(製造物責任法5条1項)。	～3年(人の生命または身体を侵害した場合は5年)、あるいは製造物を引き渡したときから10年で時効消滅します(製造物責任法5条1項、 <u>2項</u>)。
194	5行目	に対する危害の発生の防止を図るため、～	に対する危害の <u>発生</u> の防止を図るため、～

ページ番号	箇所	訂正前	訂正後
194	8行目	～情報の収集と提供の措置を講じる～	～情報の収集 <u>および提供等</u> の措置を講じる～
194	下から 7行目	特定製品を製造または輸入の事業を～	特定製品の <u>製造</u> または輸入の事業を～
194	下から 2行目	届出事業者は、～なりません（11条）。 の全文を削除し、右の文章に差し替え	<u>届出事業者は、届け出た特定製品の製造・輸入に際しては、3条に基づき政令で定められた技術上の基準に適合するようにしなければなりません（11条）。そして、特別特定製品（乳幼児用ベッド、ライター等）については、これに加えて、登録検査機関による適合性検査が必要となります（12条）。</u>
195	下から 6行目	等を公表することができます（36条）。	等を公表する <u>ものとされています</u> （36条）。
195	下から 2行目	～措置として法6条により届け出た事項が～	～措置として <u>法6条</u> により届け出た事項が～
208	1行目	～規定がないことから、脳疾患、心臓疾患で労災認定されやすくなる目安である残業時間（月80時間以内など）、いわゆる「過労死ライン」をできるだけ超えないような配慮が必要です。なお、2018年に労働基準法が改正され、一般的な大企業であれば2019年4月から法的に上限規制がかけられることとなります。	～規定がなかったことから、脳疾患、心臓疾患で労災認定されやすくなる目安である残業時間（ <u>1ヵ月100時間以内など</u> ）、いわゆる「過労死ライン」をできるだけ超えないような配慮が必要と <u>されてきました。そこで、2018年に労働基準法が改正され、特別な事情があっても月100時間未満とすることなど、法的に上限規制がかけられています。</u>
209	8行目	2) 男女雇用機会均等法の規制	2) 男女雇用機会均等法 <u>等</u> の規制
209	下から 9行目	なお、パワハラについても、～検討が本格化しています。 の全文を削除し、右の文章に差し替え	<u>また、パワハラについても、2020年6月施行の労働施策総合推進法により、職場におけるパワハラ対策が、明確に事業主の法的義務とされています（中小企業は2022年4月から）。</u>
215	2行目	公益通報者は、～、パート、派遣労働者等も入ります。 の全文を削除し、右の文章に差し替え	現行法では、公益通報者は労働者のみとされてきました。しかし、2020年6月12日に公布された改正法（公布から2年以内に施行予定）によって、役員も対象者に加わりました。また、改正法によって、退職後1年以内の退職者も公益通報者の対象に加わりました。
215	12行目	～違反することが犯罪行為となる行為	～違反する <u>ことが犯罪行為の事実又は、過料の理由とされている事実</u>
215	15行目	～場合に刑罰が科されるもの（万罰罰規定違反）。	～場合に刑罰 <u>又は過料</u> が科されるもの（万罰罰規定違反）。
216	通報の保護要件の表	必要（3条2号）を削除し、右の文章に差し替え	通報対象事実等を記載した書面又は電磁的記録を提出する場合は不要（3条2号）

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
216	通報の保護 要件の表	i) 内部通報では証拠隠滅～、などのいずれかに該当すること。 の全文を削除し、右の文章に差し替え	i) 内部通報では証拠隠滅のおそれがあること、 ii) 通報者を特定させる情報が洩れる可能性が高いこと、 iii) 書面による内部通報後 20 日以内に調査を行う旨の通知がないこと、 iv) 人の生命・身体への危害または財産に対する損害（回復困難または重大なもの）が発生する急迫した危険があること、 などのいずれかに該当すること
219	下から 7 行目	これまで見たように、～、利用促進を強く意識すべきといえます。 の全文を削除し、右の文章に差し替え	<p>現行の公益通報者保護法は、保護の対象者、通報対象事実、保護要件が限定的なものとなっていたため、かねてより批判がありました。そこで、「公益通報者保護法の一部を改正する法律」（2020 年 6 月 12 日公布）により、公益通報者保護法が改正され、2022 年 6 月 12 日までに施行されます。</p> <p>具体的には、保護の対象者として 1 年以内の退職者や役員の追加、通報対象事実として刑罰に加えて行政罰としての過料の追加、行政機関や事業者外部への通報の際の保護要件の緩和、事業者に対する内部通報への適切な対応のための体制整備の義務づけ等の改正がなされました。</p> <p>コンプライアンスとの関係では、この内部通報は、通常のラインの情報伝達が機能しない場合などに情報の流れを作るという意味で、「予防的コンプライアンス」の重要な要素として機能するものであり、組織の目的に反する行為を未然に予防する役割を担います。企業における公益通報のための体制整備が義務付けられ、公益通報者の保護も厚くなったことから、労働者としても公益通報に踏み出しやすくなったものといえます。それに伴い、各企業の「予防的コンプライアンス」が促進されるものと考えられます。</p>

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
221	下から 4行目	民法上、契約などの～と規定されています。 の 全文を削除し、右の文章に差し替え	民法上、意思表示に対応する意思を欠く錯誤、ま たは、表意者が法律行為の基礎とした事情につい てのその認識が真実に反する錯誤がありその事 情が法律行為の基礎とされていることが表示さ れていたときに、その錯誤が法律行為の目的及び 取引上の社会通念に照らして重要なものである ときは、取り消すことができます（民法 95 条 1 項、2 項）。一方で、錯誤が表意者の重大な過失に よるものであった場合には、相手方が表意者に錯 誤があることを知りまたは重大な過失によつて 知らなかったとき、および、相手方が表意者と同 一の錯誤に陥っていたときを除いて、取消しをす ることができない（民法 95 条 3 項）と規定され ています。
222	4行目	～電子消費者契約の要素に特定の錯誤が～	～電子消費者契約の要素に特定の錯誤が～
222	6行目	すなわち、消費者である～できない（電子消費者 契約 3 条）とされています。 の全文を削除し、 右の文章に差し替え	すなわち、消費者である利用者の錯誤について は、事業者は、消費者から意思表示に対応する意 思を欠く錯誤があり、その錯誤が法律行為の目的 及び取引上の社会通念に照らして重要なもので あって、かつ、消費者がその使用する電子計算機 を用いて送信した時に当該事業者との間で電子 消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示 を行う意思がなかったとき、または消費者がその 使用する電子計算機を用いて送信した時に当該 電子消費者契約の申込みまたはその承諾の意思 表示と異なる内容の意思表示を行う意思があつ たとの主張がされた場合、消費者に「重大な過失」 があるとして、民法 95 条 3 項により契約が有効 であると主張することはできない（電子消費者契 約法 3 条）とされています。
222	11行目	そして、意思表示は、相手に到達してはじめて効 力を主張できるのが原則であり（民法 97 条 1 項。 到達主義）、承諾の意思表示の成立についてののみ、 例外的に発信主義がとられています（民法 526 条 1 項）。 これに対し、インターネット上の取引におけるよ うな電子承諾通知については、原則に戻って到達 主義がとられています（電子消費者契約法 4 条） ので、事業者の承諾の意思表示が消費者に到達し たときに契約が成立します。	そして、意思表示は、相手に到達してはじめて効 力を主張できるのが原則であり（民法 97 条 1 項。 到達主義）、 承諾の意思表示の成立についてののみ、 例外的に発信主義がとられています（民法 526 条 1 項）。 これに対し、 インターネット上の取引におけるよ うな電子承諾通知についても同様です。 <u>は、原則</u> <u>に戻って到達主義がとられています（電子消費者</u> <u>契約法 4 条）</u> ので、事業者の承諾の意思表示が消 費者に到達したときに契約が成立します。

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
222	下から 3行目	～記録された時点で」承諾の意思表示が到達したものとされています。	～記録された時点で」、又は「 <u>相手方の端末等の画面上に通知が表示された時点で</u> 」承諾の意思表示が到達したものとされています。
222	下から 2行目	2017年5月26日に成立した「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」では、電子消費者契約法についても改正の内容が定められ、2020年4月1日から施行されます。本書の内容は、2018年12月時点で施行されている内容であり、改正内容については、法務省のホームページなどで確認する必要があります。	2017年5月26日に成立した「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」では、電子消費者契約法についても改正の内容が定められ、2020年4月1日から施行されます。本書の内容は、2018年12月時点で施行されている内容であり、改正内容については、法務省のホームページなどで確認する必要があります。
223	下から 7行目	AはX社に対して錯誤無効を主張した～	AはX社に対して錯誤 <u>取消</u> しを主張した～
228	7行目	～権利について定めています。	～権利について定めています。 <u>なお、2021年4月21日にプロバイダ責任制限法の改正法が成立し、1年6カ月以内に施行が予定されています。</u>
229	3行目	～しています（4条1項）。	～しています（4条1項。 <u>改正法においては5条1項</u> ）。
229	10行目	もつとも、同条4項で、～	もつとも、同条4項（ <u>改正法では6条4項</u> ）で、～
238	1行目	～、偽造有印私文書行使罪が成立します～	～、偽造 <u>有印</u> 私文書等行使罪が成立します～
238	10行目	～と同行使罪が成立するでしょう。	～と偽造私文書等行使罪が成立するでしょう。